

令和8年5月21日

法務省民事局参事官室 御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤吉徳

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見

標記中間試案に関して、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

会社法（平成17年法律第86号）における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。ただし、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「賃金」該当性について整理が必要である。

【A案】株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとして、次の（1）から（5）までの規律を設ける。

（1）上場会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）は、取締役会の決議により当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「使用人等」という。）に対する募集株式の割当てに関する方針として法務省令で定める事項（注1）を定めた場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付（以下「金銭の払込み等」という。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

（2）（1）に掲げる事項を定める場合において、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、会社法第201条の規定は、適用しない。

（3）募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き

受ける者に特に有利な条件であるときは、取締役は、会社法第 199 条第 2 項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(4)(1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第 199 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第 2 号及び第 4 号を除く。）並びに（1）ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第 200 条及び第 202 条の規定は、適用しない。

(5)(1)の規定による株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

- (注 1) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。
- ① 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲
 - ② ①に規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限
 - ③ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
 - ④ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社は無償で譲り渡すことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
 - ⑤ ③及び④に掲げる事項のほか、使用人等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
 - ⑥ 労働基準法を遵守する旨

(注 2) ①(1)の方針を定めているときは、当該方針の内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

【B案】株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとして、次の(1)から(4)までの規律を設ける。

(1) 上場会社は、(2)の規定による定めがある場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第 199 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) 上場会社は、株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。

ア 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲

イ アに規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限その他法務省

令で定める事項（注1）

（3）（1）に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに（1）ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

（4）（1）に規定する定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

（注1）法務省令で定める事項は、【A案】注1③から⑥までと同じとすることを想定している。

（注2）①（2）の規定による定めがあるときは、当該定めの内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

（後注1）非上場会社については、上場会社における制度の具体的な枠組みの内容等を踏まえ、引き続き検討する。

（後注2）上場会社の監査役及び会計参与についても、株式の無償交付の対象者に含めることを想定している。

【意見】

発行会社又は子会社の別に応じて、A案及びB案を適用すべきである。

発行会社の使用人等に対する無償交付については、取締役会の決議のみで無償交付をすることができ（A案）、子会社の使用人等に対する無償交付については、会社による選択を認め、株主総会の普通決議を経ていれば、（B案の）無償交付をすることができることを提案する。

（後注1）については、上場会社に限って規律を設けることに賛成であり、非上場会社での適用は要しない。

（後注2）上場会社の監査役及び会計参与についても、「優秀な人材を円滑に確保しやすくなる」とのメリットが享受できると考えられるため、株式の無償交付の対象者に含めることに賛成である。

【理由】

本案は、成長戦略の一環として企業が優秀な人材を円滑に確保しやすくなるように、規制改革によって使用人等に対する株式の無償交付を促進するというものであり、その観点からは機動的な意思決定の在り方として、A案がより適切である。一方で、株式の希釈化が生じかねない以上、株主総会の決議が必要とも考えられるものの、現行の実務においては、いわゆる「現物出資構成」による株式報酬制度を採用する会社が多く、これと比較するとB案は実質的には規制強化となり、法制化しても利用されない懸念が生じると思われる。

無償交付の対象者の範囲として子会社の役員及び使用人に射程を拡大することについては、100%子会社でない子会社の使用人等に対する無償交付の場合、有利発行に該当するか否かの判断は困難であるように思われるところ、会社の選択により、株主総会の普通決議を経ることができるものとし、有利発行規制の適用除外を認めるB案が相当であると考えられる。

使用人に対する株式の無償交付が労働基準法上の賃金に該当するかとの論点に関しては、別途整理が必要であると考える。

(後注1) について、非上場会社に株式の無償交付を導入することには、不当な経営者支配を助長するおそれがあるとの指摘があるとともに、株式の市場価格がないため株式を無償で取得したとしても株式の価値が把握し難く、換価の手段が保証されていない。いわゆるスタートアップ企業での利用を求める声もあるものの、非上場会社において利用の適否の判断基準を定めることは容易ではない。加えて、スタートアップ企業での無償交付の対象とした者は役員・従業員にとどまらず、外部の支援者であることも想定される。

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

いわゆる現物出資構成について、制度の具体的な枠組み(前記1)の内容を踏まえつつ、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資構成については、現行法の規律の見直しをしない(株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼさない。)

【B案】現物出資構成についても、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼす。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

現行のスキームで問題なく運用できており、あえて見直す必要はないものとする。

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

使用人等に対して新株予約権を発行する場合について、前記1と同様の規律を及ぼした上で、新株予約権の行使に際して金銭の払込み又はその行使に係る新株予約権についての会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しないものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

新株予約権については、報酬等と位置づけられており、新株予約権の行使による株式の無償交付についても、報酬等の一形態として捉えられているため、前記1と同様の規律を及ぼすべきであるとする。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

(1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。

【B案】次のア若しくはイに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交付の対象とする。

ア 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得をする場合

イ 子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合

【意見】

B案のア・イ双方を株式交付の対象とすべきである。

【理由】

本案は、わが国の産業の競争力強化のために国内外の企業の統合再編や連携の重要性が高まる中、企業買収とりわけ株式対価M&Aを円滑に実施できるよう株式交付制度を利用することができる範囲を拡大すべきとの指摘に基づくものである。

本案は、他の会社を買収する場合、段階的に被買収会社に対する持株比率を増加させたいという実務上の要請に応えるため、株式交付の適用場面を拡張し、子会社の株式を追加取得するケースを株式交付の対象とするものである。一方で、組織再編行為としての実質がない単なる子会社の株式の取得については、関係当事者間の法律関係を集団的に規律する必要性に乏しく、現物出資等の取引行為と異なる規律を適用する必要はないものとする。

A案については、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とするものであり、現物出資等の取引行為と異なる規律を設ける理由付けの説明が難しいように思われる。また、株式交付を複数回に分けて実施することで、それぞれの株式交付が簡易株式交付に該当すれば、株主総会の承認等の規制を不当に回避できるといった問題もあるものとする。

B案アについては、株式交付計画で当初から予定されていた子会社の株式を追加取得するものであり、先行する株式の取得と併せて一体性のある行為であるといえる。また、B案イについては、会社法上の効果が得られる一定割合の株式の取得を目的とした行為である点で現行の株式交付と共通の性質を有するものであり、いずれも組織再編行為として評価することができるものとする。なお、B案アの場合には、株式交付計画で追加取得する予定の株式の数や追加取得できる期間について、その範囲を明らかにする必要があるものとする。

（2）株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

いわゆる実質要件により子会社化させるという実務上の要請に応えるものであるものとする。

【補足意見】

会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合の要件の充足については、客観的かつ形式的な基準によって判断することはできない。一方で、法人としての透明性を向

上させ、資金洗浄等の目的による会社の悪用を防止するという観点から法務局において実質的支配者リストの活用が進められているところ、本制度は、議決権ベースでの運用がされており、混乱が生じることのないよう留意する必要がある。

2 株式交付の対象となる会社

(1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

外資系企業やスタートアップ企業で利用されている合同会社等の持分会社についても株式を対価とする買収をより円滑に実施したいといったニーズがある。この場合、持分会社の子会社該当性は、業務の執行を決定する権限を「議決権」(会社法施行規則第3条第3項各号)とみて判断することは相当であると考ええる。

【補足意見】

持分会社は、原則として、持分単一主義を採っていることから、株式交付を行うことと並行して、株式交付の当事者とはならない株式交付子会社の定款変更をどのように整理するかについて検討をする必要があるものと考ええる。

(2) 外国会社(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。)を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

外国会社についても株式を対価とする買収をより円滑に実施したいといった実務上の要請に応えるものであると考ええる。

3 株式交付の手続

株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

(注1) 株式交換完全親株式会社(株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合(会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。)に限る。)における債権者保護手続も廃止するものとする。

(注2) 上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方もあるが、この考え方を採る場合には、これを正当化する説明などを併せて検討する必要がある。

【意見】

株式交付親会社における債権者保護手続の廃止に賛成する。

(注1)については、株式交換完全親株式会社における債権者保護手続にも該当することから、併せてこれも廃止することに賛成する。

(注2)については、反対株主の株式買取請求権を認めないとする考え方には反対する。

【理由】

組織再編行為の対価が不当であるため、財産の流出が生じ得る場合は、通常取引においても当然に生じ得るものである。そのため、不当な財産の流出のおそれがあると評価される場合には債権者を害するおそれが通常取引に比して大きいとはいえず、債権者を格別に保護する必要はないと考える。また、債権者保護手続には一定の期間が必要であり、迅速な買収への障害となっている。なお、不当な財産の流出により損害が生じた債権者については、詐害行為取消しにより救済をすることが可能であり、本案どおり改正されたとしても債権者が不当に扱われると評価する必要はないものとする。

(注2)の反対株主の株式買取請求権の趣旨は、株主に公正な価格による補償を受けて会社を退出する機会を与えるものであるとされ、投下資本の回収だけでなく、対価が不公正である場合の救済も含むものであるとされている。また、他の組織再編行為における反対株主の株式買取請求権との整合性についても検討を要するものとする。

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。

株主総会の特別決議により現物出資財産について会社法第199条第1項第3号の価額を定めた場合には、当該価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。この場合において、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額が相当である理由を説明しなければならない。

【意見】

本案に賛成する。

ただし、経営者以外の株主の監視が一般的に得られにくい、いわゆる「一人会社」のように既存株主が少数の会社においては、資本金の額が過大に計上される事案が見受けられることから、対象を公開会社に限る等の検討をすべきである。

【理由】

本案は、有利発行の場合の手続との整合性を図るものであり、株主総会の特別決議により現物出資財産の価額を定めたときには、検査役の調査を不要とすることとし、また、株主が適切に判断することができるようにする趣旨で、取締役が現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当である理由を説明することを求めるものである。この考え方は、現物出資財産の過大評価により株式価値の希釈化のリスクを負うこととなる既存株主による現物出資財産の評価に係る判断を通じて現物出資財産の評価の適正性が担保されることを前提とするものであり、公開会社

のような、既存株主が多数であることが想定される会社においては妥当するものとする。

一方で、「一人会社」に代表される既存株主が少数の会社においては、既存株主の判断を通じて現物出資財産の評価の適正性の担保が期待できない可能性もあるため、現物出資財産の過大評価により資本金の額が過大に計上された場合に、これを信頼して会社との取引に入る第三者の保護に欠けるのではないかと懸念が残るため、非公開会社においても規律を及ぼすべきかは慎重な判断が必要であるとする。

【補足意見】

資本金の額が過大に計上された場合、外形を信頼して取引に入る第三者の保護の観点から、資本金の額を速やかに更正するための手続を設けるべきである。会社法には、過大に計上された資本金の額を減少させるための手続は規定されておらず、会社法第 447 条及び第 449 条に基づき株主総会の特別決議や債権者保護手続を経たうえで、資本金の額を減少させなければならない。しかし、資本金の額が過大に計上された場合には、その外形を信頼して取引に入る第三者の保護の観点から、速やかに資本金の額を正しい額とすることが求められるため、過大に計上された資本金の額を減少させるための手続を新たに設ける必要性があるとする。

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

ア 責任の発生要件

募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。）の不足額填補責任の発生要件に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第 199 条第 1 項第 3 号の価額に著しく不足する場合において、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて募集株式を引き受けたとき〔又は現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたとき〕に限り、後記イの責任を負う。

【B案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第 199 条第 1 項第 3 号の価額に著しく不足する場合には、後記イの責任を負う。

【意見】

A案に賛成する。なお、現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意もしくは重大な過失により会社に対して虚偽の説明をしたときについても一定の帰責事由が認められるため、責任を負うものとするべきである。

【理由】

現物出資財産に係る不足額填補責任については、募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価された場合であっても、募集株式の引受人が株主となった時までに現物出資財産が値下がりしたときには、不足額填補責任が発生し得る。このことが実務上のリスクとなっており、現物出資をすることに対する萎縮効果をもたらす可能性があることから、これを緩和すべきであるとする。また、責任の範囲を合理的に画する観点からも主観的な帰責事由を求

めるべきであると考え。

(1) 現物出資者の不足額填補責任

イ 責任の内容

現物出資者の不足額填補責任の内容に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、前記アの要件を充たすときは、株式会社に対し、決定時不足額（その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額をいう。（注）以下同じ。）を支払う義務を負う。

【B案】株式会社は、前記アの要件を充たすときは、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てる。）の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

（注）決定時不足額の定義に関しては、①その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額又は②その給付した現物出資財産の価額が会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に不足する額のいずれか低い額とする考え方もある。

【意見】

A案に賛成する。なお、決定時不足額の定義については（注）の考え方を採用すべきである。

【理由】

現物出資者に不足額填補責任を課す趣旨は、株主間の利害関係の調整だけでなく、債権者保護の面もあるため、現物出資者は、株式会社に対し、決定時不足額を支払う義務を負うべきであると考え。

通常、現物出資において、現物出資者が負っている責任は、現物出資財産を給付する義務に限られ、現物出資財産が会社法第199条第1項第3号の価額の価値を有することを保証するものではないと整理するのが相当であると考え。なお、現物出資財産の価額が募集事項の決定の時に会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合であっても、現物出資者が募集株式の株主となった時までに現物出資財産の価額が上昇した場合には、債権者保護の側面は考慮する必要がないため、当該上昇分について現物出資者に責任を負わせる必要はないものと考え。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

取締役等（会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。以下2において同じ。）及び証明者（現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者をいう。以下同じ。）の不足額填補責任に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う。

【B案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う。

(注) 決定時不足額の定義に関しては、現物出資者について前記(1)の注の考え方を採る場合には、取締役等及び証明者についても同様の考え方を採ることを想定している。

(後注) 前記1の株主総会の特別決議があった場合における不足額填補責任の在り方については、引き続き検討する。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

取締役等及び証明者の不足額填補責任は、取締役等については現物出資財産を不当に評価する危険を抑止する趣旨の責任、証明者については専門家の証明の適正を確保する趣旨の責任であるとされている。本案で検討されている、検査役の調査の省略できる場面の拡大と現物出資者の不足額填補責任の緩和がされるならば、現物出資財産を評価する取締役等や証明者の責任はより一層重要となると考えられ、立証責任の在り方に変更を及ぼす必要はないものとする。

3 その他の検討事項

(1) 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

新株予約権の行使の際の現物出資については、募集事項の決定時と新株予約権の行使時は場合によっては相当の時間差があるものの、募集株式の発行における現物出資と同様であるものとする。

(2) 設立の際の現物出資に関する規律

設立に際して金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼさないものとする。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

発起設立の場合には株主総会に相当する会議体がなく、発起人全員の同意によって検査役調査を不要にすることは、利害関係の異なる者のチェックが働かないものとする。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下1から6までにおいて「実施要件」という。）として、次の（1）から（3）までの規律を設けるものとする。

（1）株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。

（注1）（注2）

（2）株式会社（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア 後記2（1）イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2（1）イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

（3）株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

（注1）定款の定めを実施要件としない考え方もあるが、この考え方を採る場合には、一定の割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど、株主の意思を反映させるための代替手段を併せて検討する必要がある。

（注2）この試案に基づく改正法の施行日において産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする（1）による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

現在、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）において、一定の要件を満たし、かつ

経済産業大臣及び法務大臣（以下「両大臣」という。）の確認を受けた上場会社に限定し、バーチャルオンリー株主総会の開催が認められている。現在までの実績を鑑みると、特に上場会社においては、産競法による両大臣の確認を要しないのであれば、バーチャルオンリー株主総会のニーズはあるものと考ええる。

近年のDX化・オフィス賃料価額の上昇等の影響もあり、上場会社であっても自社で株主総会を行えるほどの規模のオフィスを構えている企業数は多くないものと見込まれるとともに、実際に参加者数が予見できない状況で、広い株主総会会場を確保することは、株主総会コストをいたずらに増加させる結果を招きかねない。また、会場コストを削減することにより、より充実した事業計画等の株主総会資料を作成するためのコストに充てることができれば、株主にとっても有益と考えられるため、両大臣の確認等行政機関の関与なしに、バーチャルオンリー株主総会の実施要件等の規律を会社法で定めることは、会社・株主双方にとって有益と考える。

(1) のとおり、実施要件として、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めるべきであると考ええる。何ら制限なく会社の都合のみでバーチャルオンリー株主総会が開催できるとすると、株主にとって不利益となりかねないため、産競法同様、株主の意思確認という要素も含めて、特別決議による定款変更を経ることが妥当であると考ええる。

(3) は、必要な措置として妥当であり、(3) における「合理的に必要と認められる範囲内」とは、取締役会において求められている平成14年12月18日民商3044号民事局商事課長回答による「出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる会議の議事録として、適式な取締役会議事録と認められる」とする登記先例の基準とは必ずしも一致するところではないが、株主総会について同先例の適用がないこと又は場所の定めのない株主総会における株主総会議事録の適切な記載振り等についての手当をすべきであると考ええる。

【補足意見】

バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とすることは、株主にとって、投資判断の一要素ともなる重要な情報である、公示の観点から定款記載事項とするだけでなく、登記事項とすべきであると考ええる。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記 1 (2) の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注 1）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間（注 2）、当該通信記録等を保存しなければならない。

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法第 311 条第 5 項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。（注 3）

（注 1）保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）などとするのが考えられるが、引き続き検討する。

（注 2）保存期間については、株主総会の議事録と同様に 10 年間とする考え方や、それより短い期間（例えば、1 年間）とする考え方があり、引き続き検討する。

（注 3）株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考え方もある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

バーチャルオンリー株主総会を開催するにあたり、バーチャルオンリー株主総会特有の事項を追加する必要があると考える。

（注 2）は、株主総会議事録と一体のものとして保存すべきであり、その期間は 10 年間とすることが妥当であると考ええる。

（注 3）は、株主総会議事録と同様の対応にすべきであり、原則として裁判所の許可は不要であると考ええる。ただし、株主総会議事録に比べると、役職員又は株主の顔画像、細部の言動等、必ずしも株主総会の進行や内容とは直接関係がないものまですべて無制限に閲覧対象となることはプライバシーの観点から配慮する措置が必要であると考ええる。

【補足意見】

（3）及び（4）に関して、会社が通信障害対策をしている場合は、保存すること及び閲覧又は謄写の請求をすることができる対象に、通信障害措置対策の内容を加えるべきであると考ええる。

後記3「株主総会の決議の取消しの訴えの特則」に係る主張立証責任に関し、決議の取消しを求める者が会社の故意又は重過失を主張立証する点について、たとえば、重過失を主張し立証する場合、決議の取消しを求める者が重過失に該当する評価根拠事実を主張立証することに対し、会社がそれに対する評価障害事実を主張立証し、裁判所がそれを総合して、重過失にあたるかどうかを判断することになるものと思われる。しかし、決議の取消しを求める者が重過失の評価根拠事実を主張立証するためには、前提として、通信障害対策の内容を調査することが必要であり、通信障害対策はバーチャルオンリー株主総会の開催の要件ではないものの、セーフハーバールールにおいて非常に重要な事項であるため、会社が通信障害対策をしている場合には、通信履歴及び通信内容の記録と同様に、通信障害対策の具体的内容についても、一定期間保存し、閲覧又は謄写の対象とすべきであると考えられる。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置（通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同じ。）をとった場合において（注1）、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

（1）株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。（注2）

（2）通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

（注1）通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバールールの適用要件ではなく、前記1の実施要件とする考え方もある。

（注2）故意又は重大な過失の対象について、「通信障害による取消事由が生じたこと」とする考え方もある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

会社がバーチャルオンリー株主総会を採用しづらい背景として、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消しのリスクがあり、そのリスクを可能な限り減らし、バーチャルオンリー株主総会の安定性を高めるための特則として、セーフハーバールールを設け、決議の方法が法令又は定款に違反した場合であっても、その違反が通信障害によるものであるときには、原則として、株主総会の決議取消事由にならないとすることは妥当であると考えられる。

（注1）の通信障害対策として、会社がどの程度まで対策をすべきであるかは、個々の判断に委ねられるべきであり、一律の規律とすることは相当でないものと考えられる。また、（注2）の考え方はセーフハーバールールの適用除外要件を拡大しすぎる懸念が生じるものと考えられる。

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第 298 条及び第 299 条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする。

(注) 議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

バーチャルオンリー株主総会の場合は、通信障害の影響により延期又は続行を決定する必要があるが、通信障害のため延期又は続行について株主の決議を得られないことは物理的にやむを得ないものとする。なお、(注) について、ハイブリッド型バーチャル株主総会と異なり、バーチャルオンリー株主総会の場合、通信障害等によりすべての株主が延期等の決定をしたことを把握できない可能性があるため、会社は株主に対して延期等の決定に関して何かしらの方法で通知又は公告を行うべきであるとする。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとする。

(注 1) 会社法第 297 条に基づき株主が株主総会の招集を請求し、当該請求に基づいて株式会社は株主総会を招集する場合には、当該株主は、株式会社に対して、場所の定めのある株主総会とすることを請求することができるものとする考え方がある。

(注 2) 株式会社は、一定の場合（基本的に、一定割合以上の議決権を有している株主からの請求があった場合を想定している。）には、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができるものとする考え方がある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

株主に対して一律に場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めてしまうと、想定しているスケジュールどおりに株主総会を実施するために、会社はあらかじめ当該開催請求権が行使されることに備えて会場の確保をしておくといった対応を求められることになり、バーチャルオンリー株主総会の利点が大きく損なわれるおそれがあるとする。

(注 1) については、濫用のおそれはなく妥当であるとする。

6 規律の適用対象

(1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にはいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。）については、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の具体的内容を踏まえつつ、規律を設けるか否かを引き続き検討し、規律を設ける場合には、基本的に、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2（1）イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項に関する規律（前記2（2）ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して規律を設ける方向で引き続き検討する。

【意見】

- (1) 本案に賛成する。
- (2) 現行よりも要件が厳格となる場合には反対する。

【理由】

(1) について、非上場会社においてもバーチャルオンリー株主総会を開催したいというニーズは一定数あるものとする。

(2) について、ハイブリッド出席型株主総会は、バーチャルオンリー株主総会の実施要件を満たすことはハードルが高いものの、議決権行使をバーチャル出席株主にも認めたい場合に活用できる手法であるため、現行法に基づいた規律よりも要件が厳しくなることは相当でないと考える。

7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）に関して、次の（1）から（4）までの規律を設けるものとする。

（1）バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件（注1）

社債権者集会を招集する者（以下「招集者」という。）は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に社債権者集会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

（2）バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 前記2（1）アからウまで及びオの事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（前記2（1）オの事項にあつては、招集の通知事項に限る。）。

イ 前記2（2）ア及びイの事項を社債権者集会の議事録の記載事項に加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から一定の期間（注2）、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

（3）社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次のア又はイのいずれかに該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第 719 条及び第 720 条の規定は、適用しない。(注 3)

(注 1) 原則として募集事項(会社法第 676 条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとするを想定しているが、募集事項に定めがある場合に限って社債権者集会の場所を定めないことができるものとする考え方もある。

(注 2) 前記 2 (3) と同じ期間とすることを想定している。

(注 3) 議長が社債権者集会の延期又は続行の決定をした場合の社債権者への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

社債権者が多数の場合には、株主総会と同様、バーチャルオンリー社債権者集会のニーズはあるものと考ええる。

8 社債、株式等の振替に関する法律第 86 条に規定する書面制度

社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。)第 86 条に規定する書面制度に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A 案】振替法第 86 条に基づき、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要であることについて、電磁的記録による証明書の提示も可能とする。(注 1)(注 2)(注 3)

【B 案】現行法の規律の見直しをしない。

(注 1) 電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムの技術的要件として、当該証明書のオリジナルデータを特定することを可能とする措置がとられていることを求めるかについては、引き続き検討する。

(注 2) 注 1 の技術的要件を求める場合に、電磁的記録による証明書の提示について、負担が増加し得る社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項として、電磁的記録による証明書の提示を可能とする旨を定めなければならないものとするかについては、引き続き検討する。

(注 3) 注 1 の技術的要件を求めない場合に、社債発行会社等が振替機関又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることができるものとするかにつ

いては、引き続き検討する。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

実務上、会社に過度な負担が生じないのであれば、社債権者にとっては、電磁的記録による証明書の提示が可能となることは有益であると考ええる。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に求めることとした上で、次のアからオまでの規律を設けるものとする。

ア 上場会社は、仲介機関（注1）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関（仲介機関が株式仲介業務（注1）を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔（当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。）〕をいう。以下同じ。）に係る情報（注2）を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合には、一定の期間内（注3）に、当該直近仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから一定の期間内（注4）に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該仲介機関が有し、又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式（以下「確認対象株式」という。）について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合 直近仲介機関ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権者ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（指図権者が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ イ又はウの規定による情報の提供又は通知に要する費用は、アの規定による請求をし

た上場会社の負担とする。(注5)

オ 次に掲げる者は、過料に処する。(注6)

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(注1)「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、第三者のために、株式の所有、保管若しくは管理又は証券口座の管理(以下「株式仲介業務」という。)を業として行う者(金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。)」をいうものとするを想定しているが、実務の知見も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注2) 確認の基準時に関し、一定の制限を設けることや、期間制限を設けることの可否については、引き続き検討する。

(注3) 直近仲介機関に対する請求の通知(転送)期限については、①EU(欧州連合)第二次株主権利指令(Shareholder Rights Directive II。Directive (EU) 2017/828による改正後のDirective 2007/36/ECをいう。以下同じ。)と同様に、営業日の16時までに受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方などがある。

(注4) 通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば、㊦3営業日以内とする考え方や、④7日以内とする考え方などがある。

(注5) 仲介機関による過度に高額な費用の請求を防止する観点や上場会社側の予測可能性を確保する観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて恣意的な費用の請求を禁止することや、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの可否については、引き続き検討する。

(注6) 制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方もあるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘がある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

現行制度の下では、実質株主は自らがどの会社の株式を保有しているかを把握しているに

もかかわらず、上場企業はこれを把握することができない。この情報の非対称性は、株主総会における他の株主の意思決定を歪めるおそれを内包しており、公正な企業統治の観点からも問題がある。そのため、本制度は、かかる情報の非対称性を是正するために不可欠な制度として位置づけられるべきであると考え。なお、制度設計については技術的な要素が多いため、現場の実務家の意見を重視すべきであると考え。

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。(注7)

ア 仲介機関である名義株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注7)(1)の制度の創設に伴い、建設的な対話の促進という制度の趣旨に基づき、株式会社の対話の相手方として典型的に適切と思われる者として「指図権者」が会社法上定義されることを踏まえて、①名義株主が代理人とすることができる指図権者の範囲を、(この制度を通じて仲介機関から上場会社に情報が提供された指図権者に限らず)全ての指図権者とする考え方や、②将来的な見直しとして、指図権者が(代理人ではなく)本人として株主総会への出席、議決権の行使、株主提案権の行使等を行うことを認めることも検討するとの考え方もある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

そもそも、実質株主は議決権の行使について指図できる権限を有しているため、名義株主が実質株主を代理人として株主総会に出席させたとしても、代理人が本人の意思に反して代理権を行使するおそれはないものとする。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(7)までの規律を設けるものとする。

(1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書(上場会社が発行する株券等(金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。)を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。

(2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から一定の期

間（５年とすることを想定している。）、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。

（３）株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、（１）の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（４）（１）の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、（２）及び（３）の規定は、適用しない。

（５）（１）の規定に違反して大量保有・変更報告書（変更報告書にあっては、軽微な変更（注１）に係るものを除く。）を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。（注２）がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした時から一定の期間（注３）を経過したときは、違反者が保有（金商法第 27 条の 23 第 3 項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下 2 において同じ。）する当該上場会社の株式（当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反の事実が発生した日から一定の期間（５年とすることを想定している。）を経過し、又はその違反に係る大量保有・変更報告書が追完（注４）された日から一定の期間（注５）を経過した後は、この限りでない。

（６）議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

（７）議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。（注６）

（注１）軽微な変更の具体的な範囲については、引き続き検討する。

（注２）金商法第 27 条の 26 第 1 項又は第 2 項の規定による特例報告については、特例報告が適用される者は、日常業務を通じて反復継続的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって通知義務に違反しやすい一方で、重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、かつ、株券等保有割合（金商法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 10%を超えない（金商法第 27 条の 26 第 1 項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）第 12 条）ことを踏まえて、議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定することの要否について、引き続き検討する。

（注３）議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでに一定の期間を設けることとしており、その期間を 3 週間とする考え方や 1 か月とする考え方などがある。

（注４）「追完」とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を（１）又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

（注５）追完により議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁としての趣旨を含むものとして、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、

追完後1年とする考え方などがある。

(注6) 議決権停止通知をするか否かの決定を取締役会の決議事項とはしない考え方もある。

(注7) 議決権の停止を株主総会の決議に反映する(例えば、違反者(取り分け、名義株主でない違反者)が保有する株式について行使された議決権を集計結果から除外する)ために何らかの手当てをすることの要否について、引き続き検討する。

(注8) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

株主総会において意思決定を行う株主にとって、特定の株主の素性(名称・住所・保有株数)や過去の投資行動等の情報は極めて重要であり、とりわけ支配権争いの局面では、取締役会の過半数の掌握を目的とした株主提案や臨時株主総会招集請求が提起される事態も想定される。こうした場面において、他の株主が適切な判断をするためには、一定の影響力を持つ実質株主が誰であるかを明らかにすることが不可欠であるものとする。

通知義務に違反した実質株主に対しては、議決権の停止をもって制裁とすることが適切であるとする。大量保有報告の提出義務を履行しないまま、会社の意思決定に影響を与える議決権行使を認めることは、株主相互間の情報の公正性を著しく損なうものであり、通知義務を遵守した株主との均衡という観点からも、違反に対する制裁として、議決権停止は許容されるものとする。

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 [一定の移行期間を設けた上で、] 書面交付請求制度を廃止する。

【B案】 現行法の規律の見直しをしない。

【意見】

B案に賛成する。仮にA案を採用する場合でも書面を希望する株主の保護のための規律を設けるべきである。

【理由】

株主総会資料の電子提供について、現時点では実務の集積が十分といえず、A案は時期尚早であるとする。仮に、A案を採用する場合であっても、書面交付請求制度を全面廃止す

るのではなく、株主の利益保護を鑑み、株主が自己の費用負担で書面交付請求が可能となる等、株主保護のための仕組みづくりは必要であるものとする。

2 書面による議決権の行使についての見直し

書面による議決権の行使についての見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならない。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）【A案】による場合には、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

議決権行使については、株主総会資料の電子提供と比べ、電磁的方法による議決権行使が一般化していることから妥当であるとする。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、次の（1）から（3）までの規律を設けるものとする。

（1）上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）を記載し、又は記録することができる。

（2）振替法第151条第1項において、振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。

（3）株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

（注）将来的な見直しとして、一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができるものとする考え方がある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

株主総会資料の提供や議決権行使方法に電磁的方法が認められているところ、招集通知に関しては、すべての株主から承諾を得ることが現実的ではないことから、書面によることが

実務上行われていることに対策が必要であると考え。

具体案として、振替機関が上場会社に代わって株主からの承諾を得て電子メールアドレス等を収集し、当該電子メールアドレス等を振替機関から上場会社に通知するという仕組みが前提となっている（２）の仕組みは合理的であると考え。

（注）の株主名簿に電子メールアドレス等については、任意的記載事項にとどめ、運用状況を踏まえ、必要的記載事項とすることを検討すべきであると考え。

第４ 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

１ 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使（会社法第 311 条及び第 312 条。以下「事前の議決権の行使」という。）がされた場合における株主総会の決議の合理化に関し、いずれも株主総会の開催自体は必要であることを前提として、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、次の（１）から（３）までの規律を設ける。

（１）株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。

（２）株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、（１）の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

（３）取締役は、（１）の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

（注 1）①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（注 2）（１）の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において（１）に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

【B案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に

違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。

(後注) 株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使(株主総会に出席した株主がしたものを除く。)により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとする考え方もある。

【意見】

A案及びB案とすることに賛成する。

【理由】

事前の議決権行使によって、株主総会の開催前に決議の大勢が決していることが多いとの現状に照らし、要件を満たす事前の議決権行使による賛成があれば株主総会の決議があったものとみなすことは合理的であると考えます。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。以下2において同じ。)に対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日から1週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

(1) 当該提案につき総株主(当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の9(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。

(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注) 報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

【意見】

本案に賛成したうえで、補足として、以下の3点付言する。

1点目として、決議の成立時点について、補足説明(90頁)において、株主から異議がないことを解除条件として、要件を満たした時に株主総会の決議があったものとみなす①案と、異議申述期間経過時に株主総会決議があったものとみなす②案がある。①案の場合、株主から異議がないことを解除条件として、所定の要件を満たした時に決議があったものとみなされ、株主から異議があったことは株主総会の効果不発生事由になるとされているが、商業登記による公示を踏まえると、支障が生じるおそれがあるものとする。

2点目として、現行の書面決議の場合、意思決定機関の構成員である株主全員の同意を得

ることができるため、招集決定の取締役会決議は不要であることが実務上の解釈として定着している。一方で、株主全員の同意を得る必要がない本案の場合、通常の株主総会の招集決定同様、決議の目的事項の提案に際し、あらかじめ取締役会の決議を経る必要があるものと考ええる。

3点目として、現行の書面決議の成立時期については、株主全員の同意を得た日以降であって、会社が想定する日をみなし決議日と定めることが一般化している。よって、みなし決議の要件を緩和する場合であっても、同様の取扱いが認められるとすることが妥当であると考ええる。ただし、当該取扱いは、実務上の解釈によるものであるため、決議事項の提案の際に、会社側が想定するみなし決議日を指定することができるという点について、明文化が望ましいと考える。

3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し

社債権者集会の決議があったものとみなす制度に関し、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】現に議決権を行使した議決権者（社債権者集会において議決権を行使することができる社債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額を分母とする多数決により社債権者集会の決議があったものとみなす制度として、次の（1）から（10）までの規律を設ける。

（1）社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（当該提案をする者が当該通知を発した日から2週間を経過した日以後の日に限る。以下【A案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があったときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、書面（当該提案をする者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面又は電磁的方法。イにおいて同じ。）によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

（2）次に掲げる場合には、社債管理補助者は、（1）に規定する提案をすることができる。

ア （3）の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

（3）ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、（1）に規定する提案をすることを

請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする(1)に規定する提案が行われない場合

(6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の3週間前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知っている社債権者(議決権者に限る。)に対し、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

【B案】全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度として、次の(1)から(10)までの規律を設ける。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者(議決権者に限る。)、社債発行会社及び社債管理者(社債管理補助者がある場合にあつては、社債管理者又は社債管理補助者)に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日(以下【B案】において「同意期限」という。)までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求があつた場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を

得るため必要がある場合

(3) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)に規定する提案をすることを請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする(1)に規定する提案が行われない場合

(6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類を交付しなければならない。

(10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

(後注1)【A案】及び【B案】の各(1)の通知及び(9)の交付を、電磁的方法による通知及び必要事項の提供で行うことができるものとするか並びにその要件については、引き続き検討する。

(後注2) 無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が【A案】及び【B案】の各(1)の同意をするに当たって必要となる手続については、引き続き検討する。

(後注3) 改正法の施行の際現に存する社債に対するこれらの規律の適用については、引き続き検討する。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

社債権者集会という会議体を形成することを回避し、迅速な意思決定を可能とするニーズはあるものとする。

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主をいう。以下同じ。）の利益の確保のための公正な手続（注）がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）が設定されていることのほか、①公開買付け届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付け価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付け届出書に明記されていることなどを想定しているが、その他の手続の可否を含めて引き続き検討する。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

売渡株主の利益保護の観点から、特別支配株主に必要な議決権保有割合の引下げについては慎重にすべきであると考ええる。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

株主提案権の行使要件としては、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有するという相対的基準の要件のみで足りると考える。現行法の「300個」や（注2）にあるように「500個」又は「1000個」といった絶対数を定めることは、どの数にしたとしても議決権の母数によって会社ごとに影響力の視点からは大きな変動が生じる。

株主提案権の行使に一定の議決権割合又は議決権数を定めている趣旨としては、株主提案権の濫用的な行使を防止する目的があるところ、現状、議決権保有割合1%未満の株主による提案が約6割を占めるとされているようであり、かつ、会社の株主全体にとって有益とは言い難い特定の株主の恣意的な提案も見受けられる。

令和元年会社法改正において、株主提案権の濫用防止のために、株主提案のできる議案の上限数を設ける改正がなされた一方で、議決権の絶対数の要件の廃止は、これまで株主提案権を行使できていた議決権保有割合1%未満の提案権をはく奪することになりかねないという反対意見から見送られた経緯がある。ただし、令和元年会社法改正後も株主提案権の濫用が散見され、さらなる濫用防止の観点から、円滑な議事進行や真に会社の株主全体にとって実益のある株主提案権の行使の充実を図ることとの比較衡量をする必要があると考える。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。（注2）

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとする。ことも含めて引き続き検討する。

（注2）【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

【意見】

A案に賛成する。また、B案も併せて規律を設けることに賛成する。

【理由】

株主総会資料の電子提供措置が令和元年会社法改正により導入されたことに伴い、株主総会日の3週間前までに株主総会参考書類等の電子提供措置を採る必要がある。株主提案権の行使期限は維持されたため、従前のままとすることは、会社にとって準備期間が短くなったことを意味し、実質的に会社の負担が重くなっているといえる。そのため、A案のように、株主提案権の行使期限について、株主の権利と会社の負担を比較衡量した際、10週間前程度まで前倒しすることは合理的であると考えられる。

公開会社の場合は、他の株主に対する通知代用公告が認められているため、上場会社だけでなく公開会社の場合も通知に代えて公告を認める必要があるものとする。

(注2)については、A案を導入した上で、B案も併せて採用することは合理的であるとする。

第6 その他

1 会社法316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者（以下「2項調査者」という。）制度の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】会社法第316条第2項の規定を維持することを前提として、次の(1)から(6)までの規律を設ける。

(1) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、2項調査者の選任の決議をすることができる。(注1)

(2) 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【A案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

ウ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注2）

エ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、当該①又は②に定める事項

① 報酬等のうち額が確定しているもの その額

② 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

(3) (2)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(2)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。(注3)

(4) 2項調査者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、当該調査に応ずることを拒むことができる。

(5) 株式会社は、(4)の規定による報告を受けた日から一定の期間（注4）内に、株主に対し、(4)の書面の写し又は(4)の電磁的記録に記録された事項を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供しないことができる。

(6) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。

(注1) 2項調査者の選任に関する株主総会決議の定足数に関し、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げを禁止することについては、引き続き検討する。

(注2) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 候補者と株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ④ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

(注3) 株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合においても（2）の規定に定める事項を株主に通知しなければならない旨を定めることについては、引き続き検討する。

(注4) 具体的な期間については、例えば、「2週間以内」とすることが考えられる。

【B案】会社法第316条第2項の規定を削除した上で、次の（1）から（5）までの規律を設ける。（注1）

（1）会社法第297条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる。

（2）取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。（注2）

（3）業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【B案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、業務検査役の選任の申立てに関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

（4）（3）の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、（3）の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。

（5）（1）の規定による決議があつた場合には、提案株主は、会社法第358条第1項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(注1) 単に会社法第316条第2項の規定を削除する（2項調査者制度を廃止する）という考え方もある。

(注2) 裁判所に対する業務検査役の選任の申立てに関する株主総会決議の定足数に関し、

【A案】注1と同様に、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることを禁止することについては、引き続き検討する。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

少数株主の保護に資するものであると考える。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加える。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

決議取消しの訴えを提起できる者との平仄を踏まえ、妥当であると考えます。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には(注1)、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける。(注2)

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(注1) 取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性については、引き続き検討する。

(注2) 指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならないが、また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

上場会社における社外取締役の選任状況が進んだ現状において、取締役会の過半数が社外取締役で占められている場合に指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更できるとすることは、指名委員会等設置会社の制度趣旨に反するものではない。そのうえで、少人

数で構成される指名委員会の決定を取締役会で変更することができない点が、指名委員会等設置会社への移行を躊躇させる要因となっているとの指摘や、指名委員会の委員が特定の取締役とその影響下にある社外取締役とで占められることにより、委員会が恣意的に運営されることへの懸念が指摘されているのであれば、これを改善する必要があると考える。

(注1)については、社外取締役が過半数を占める指名委員会において議論、決定された内容を変更する手続であるため、取締役会の決議に実際に参加する者の過半数は社外取締役とすべきとの視点が考えられる。

(2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会について(1)【A案】の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設ける。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(後注) 将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点については、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方がある。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

指名委員会の権限は取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するものであり、取締役の選任及び解任は株主総会の専権事項とされている一方で、報酬については、株主総会が関与することなく報酬委員会に内容を決定する権限があるため、株主総会と報酬委員会の権限分配という指名委員会とは異なる観点からの検討が必要となるものとする。

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとする。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役(注)は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

(注) 監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするとの考え方や、②監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

執行役を兼ねる取締役及び業務執行取締役について監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができないとすることは、監査委員会の独立性、監査の実効性を高めることに資するものとする。一方で、監査委員でないすべての取締役又は社外取締役以外の取締役に拡大して監査委員会の議事録の閲覧等を認めないことは、取締役会が監査委員会を含む各委員会の職務執行を監督する役割を十分に果たすことができなくなるおそれがあるため相当ではないものとする。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないが、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

(注) 監査委員を解職され、又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べるができるものとする考え方もある。

(後注) 常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人（以下「常勤補助者」という。）を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の可否を決定することができる旨の規律を設けるものとする考え方もある。

【意見】

本案に賛成する。

(後注) については②に賛成する。

【理由】

株主総会参考書類を通じて、本案が志向する委員の選解任の権限を有する取締役会を牽制することは、取締役会に適正な権限の行使を促すうえで有効であるとする。また、在任中の監査委員の不当な解職に対する牽制として、監査委員については、監査役や監査等委員である取締役と同様に、委員を解職された場合や辞任した場合における株主総会での意見陳述権を認めるべきであるとする。

(後注) については、監査委員会の監査の実効性を確保するためには監査活動に従事する一定の人員の配置が必要ではあるものの、一方で、会社ごとに内部統制システムや内部監査部門の組織や活動に違いがあり、一律に常勤者の設置を義務付けることが、監査の実効性を高めることにつながるとは言い難く、各社の創意工夫を封じるおそれもある。そのため、監査委員会の独立性の観点から、常勤補助者の設置の可否については監査委員会が決定すべきものとする。

第2 責任限定契約制度の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものとする。

1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。

2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為（注1）に基づく当該取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする。（注2）（注3）

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件は、業務執行取締役等である取締役及び執行役にも適用されることを前提にしている。

（注3）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（後注）潜脱防止のための追加的な手当ての要否については、引き続き検討する。

（※上記は関連するもののため、まとめて意見を付す）

【意見】

条件付で本案に賛成する。業務執行取締役等を一律に考えるのではなく、株主として一定程度会社を支配し得る地位をも有する者は、責任限定契約の対象から除外することを検討すべきである。

【理由】

業務執行取締役等の中には、従業員出身の者も存在し、会社の支配者とはいえない現状がある。責任限定契約の対象者にそのような者も含めることで、過度に個人に責任を負わせることを回避できるものとする。

非上場会社では、業務執行取締役等が会社の株式を多数保有しており、オーナーとしての立場を有する者もいる。このように、大株主兼取締役、執行役のように、単に業務執行取締役等というだけでなく、株主として会社を一定程度支配し得る者（例えば、議決権25%以上保有する株主）については、会社に対して通常の業務執行取締役等よりも重い責任を負うべきであり、責任限定契約の対象から除外すべきであるとする。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

(注) 1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定(2の規定を除く。)を適用することを想定している。

【意見】

本案に賛成する。

【理由】

本案は、事業報告等の全ての事項が有価証券報告書に含まれる場合に限り事業報告等の作成義務を課さないとするものであり、情報量の後退なく重複を解消することから株主・投資家にとって不利益をもたらさないものとする。

金商法監査と会社法監査は、いずれも財務書類の信頼性確保を目的とするものを踏まえると、妥当であるとする。ただし、関連する会社法上及び金商法上の規律については、整理すべきであるとする。